

糸魚川フォッサマグナミュージアムの博物館法に基づく 博物館の登録について

糸魚川フォッサマグナミュージアムが、令和8年3月30日付けで博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく登録博物館に登録されたことを報告します。

1 登録内容

区 分	内 容
登録年月日	令和8年3月30日
登録番号	新潟県 第37号
設置者の名称 及び住所	糸魚川市 糸魚川市一の宮1丁目2番5号
名 称	糸魚川フォッサマグナミュージアム
所在地	糸魚川市大字一ノ宮1313番地

2 登録博物館とは

博物館法に基づき、都道府県教育委員会が定める施設運営基準（資料収集や学芸員配置等）を満たして登録を受けた施設をいいます。

令和5年4月1日の博物館法の改正で、登録博物館には、従来の社会教育的役割に加え、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の観点を取り入れ、デジタルアーカイブの推進や地域の多様な主体と連携した文化観光振興及び地域活力向上への取組が明記されました。

3 登録に至る経緯

糸魚川フォッサマグナミュージアムは、設立以来「博物館類似施設」として、登録及び指定を受けずに運営してきました。

糸魚川フォッサマグナミュージアムが取り組んできた、地域に根差し、かつ、地域住民と共に課題を解決する活動が改正法の規定に沿う基準に適合することから、令和8年2月13日に新潟県に対し登録申請を行い、同年3月30日に認定を受けました。

4 登録博物館に認定された効果

区 分	内 容
博物館の法的な担保	博物館法による博物館として社会的地位が向上する。
文化観光の推進	糸魚川ジオパーク等と協働した活動をより一層推進する体制が整備される。
文化庁の補助事業の優遇	文化庁の博物館を対象とした補助事業の申請が可能となる。
希少野生動植物種の譲渡、展示等の規制緩和	種の保存法による動植物の展示及び譲渡に係る手続が簡略化され、展示会の開催が簡易となる。